

畜産収益力向上緊急支援リース事業実施要領

平成 26 年 3 月 28 日付け 25 農畜機第 5247 号承認

平成 26 年 4 月 8 日付け日鶏 26 発第 34 号

畜産業においては、今後、増産が見込まれる飼料用米等の利用拡大により、飼料自給率の向上を図るとともに、輸入飼料価格等の変動の影響を受けにくく、競争力を有する収益力の高い畜産経営の確立を図ることが課題となっている。

このため、社団法人日本養鶏協会（以下「協会」という。）は、畜産収益力向上緊急支援リース事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 24 農畜機第 4564 号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、畜産業を営む者等における飼料用米等の利用拡大による飼料自給率の向上、畜産経営の生産性向上、飼料生産受託組織等の経営高度化等のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援することとし、もって畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、並びに畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）及び要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 1 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 畜産経営強化緊急支援事業

協会は、第 2 の 1 に規定する借受者が、畜産経営による飼料用米等の利用拡大による飼料自給率の向上、畜産経営の生産性向上及び畜産物への付加価値の向上に資するほか、労働力の軽減を図るために必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付主体（協会が別に定める民間リース会社（以下「リース会社」という。））に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとする。

第 2 機械装置の借受者

1 第 1 の 1 の事業の借受者は、農業協同組合連合会、農業協同組合、一般

社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合であつて畜産業の振興を目的とする法人（以下「農協等」という。）及び次の（１）から（３）までの要件のいずれかを満たす末端借受者であつて、リース方式により機械装置を導入する者とする。

- （１）畜産業を営む者又は農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）若しくは農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律 132 号）第 72 条の 3 に規定する農事組合法人をいう。）であつて、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく認定を受けた者
- （２）畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について（平成 18 年 7 月 26 日付け 18 生畜第 1014 号農林水産省生産局畜産部長通知）に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定（特認）基準において都道府県知事が特に認めた者
- （３）（１）又は（２）を含む 2 戸以上の農業者が構成する集団

第 3 貸付対象機械装置の範囲

- 1 第 1 の 1 の事業における貸付けの対象となる機械装置（以下「貸付対象機械装置」という。）の範囲は、別表 1 に掲げるとおりとする。
- 2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。
- 3 貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。
- 4 貸付対象機械装置は、リース会社がリース物件として貸付可能なものとする。

第 4 事業の実施

- 1 リース会社の選定
 - （１）借受者がリース会社を選定するに当たっては、協会が別に定めるリース会社の中から行うものとする。
 - （２）リース会社は、借受者とのリース契約に際し、業務が貸付期間内に遂行できなくなった場合、貸付対象機械装置の貸付期間内において、同条件で他のリース会社等を通じて事業が継続できるための措置を担保するものとする。
- 2 環境と調和のとれた農業生産活動

第1の1の事業を実施する場合には、末端借受者は「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートを協会に提出するとともに、環境と調和のとれた農業生産活動に努めるものとする。

3 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

第1の1の事業を実施する場合、原則として、配合飼料価格安定制度（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填をいう。）に係る基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続している末端借受者であるものとする。また、基金との契約を締結していない末端借受者にあつては、基金との契約を締結するよう努めるものとする。

4 事業の実施方法

協会は、借受者がリース会社から借り受ける機械装置の取得価額のうち、第1の1の事業にあつては3分の1以内（ただし、別表1の（1）の5効率的生産の継続に資する機械装置については2分の1以内）の金額についてリース会社を通じて借受者へ助成する。

5 再貸付け

機械装置を借り受けた農協等は、末端借受者に当該機械装置を再貸付けできるものとする。

また、再貸付けを行う場合には、別に末端借受者との間で再貸付契約を結ぶものとする。

なお、農協等が、借り受けた機械装置を直接使用する者となる場合にあつては、末端借受者に係る規定に従うものとする。

6 貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めるものとする。

（1）貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械装置については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐

用年数までの範囲内で、リース会社が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、リース会社が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

(2) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転しない場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、リース会社が別に定めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するものとする。

7 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

リース会社は、貸付対象機械装置について6に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により借受者に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。

なお、当該譲渡額は、貸付対象機械装置につき法定耐用年数を基礎とした定率法により計算した場合におけるその購入時の未償却残価に相当する価格（当該価格が貸付対象機械装置の購入価格の5%相当額を下回る場合は、当該5%相当額）未満の額とする。

ただし、当該譲渡額が所有権の移転時に公正な市場価格と比べ著しく下回る場合は、この限りではなく、当該市場価格を著しく下回ると認められる範囲内でリース会社が定めるものとする。

8 途中解約の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者がリース会社に支払うものとする。

9 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については以下のとおりとする。

(1) 基本貸付料

基本貸付料は、第1の1の事業については、貸付対象機械装置の取

得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下、この号に同じ。）に3分の2（別表1の（1）の5効率的生産の継続に資する機械装置については2分の1）を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

（2）附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース会社が別に定める額とする。

ただし、リース会社は、附加貸付料等を定めるに当たっては、協会から貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

10 事業の委託

要綱第5の3の規定に基づき、社団法人日本養鶏協会会長（以下「会長」という。）は、次に掲げる事業について委託して行うことができるものとする。

- （1）事業推進会議の開催
- （2）借受者の申請書類等の取りまとめ、審査及び提出
- （3）貸付対象機械装置の検収業務
- （4）会長の指示に基づく調査
- （5）関係書類等の整備保管
- （6）その他必要事項

11 その他

国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

第5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成25年度から平成26年度までとする。

第6 事業の推進指導等

借受者及びリース会社は、協会の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第7 協会の補助等

協会は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助

率により、第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第8 事業の手続等

1 借受者の事業参加申請

(1) 助成金の交付を受けようとする借受者は、第4の1の(1)により事前に契約するリース会社を選定するとともに、別紙様式第1号の畜産収益力向上緊急支援リース事業参加申請書を作成し、次の添付書類のうち必要なものを付して、協会に提出するものとする。

ア 認定農業者又は知事特認の認定書面の写し

イ 農業環境規範に基づく点検シートの写し

ウ 配合飼料の価格差補てんに係る基本契約及び平成25年度にあつては平成24年度、平成26年度にあつては平成25年度においても継続して数量契約を締結していることが確認できる書類の写し

エ 申請する貸付対象機械装置の見積書の写し

オ 申請する貸付対象機械装置のカタログ（販売業者により原本証明されたもの）

カ リース会社とのリース契約申込書の写し

キ 借受者が法人にあつては定款の写し

ク 借受者が第2の1の(3)にあつては、構成員による共同利用契約書の写し

ケ その他必要な書類

(2) 協会は、(1)により事業参加申請書の提出があつた場合には、事業参加申請書の内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に報告するものとする。また、必要に応じて都道府県知事に助言を求めることができるものとする。

2 貸付の決定と契約

(1) 協会は、1の(1)により事業参加申請書の提出があつた場合には、その内容を審査し、適当と認められる場合には、借受者に対し、貸付決定通知を送付するものとする。

ただし、1の(1)のエの申請する貸付対象機械装置の見積書が委託先の作成の場合は、第4の10の事業の委託の内容に関わらず協会が審査を行うものとする。

(2) 借受者は、(1)による貸付決定後、リース会社との間でリース契約手続を開始するものとする。なお、リース契約には貸付対象機械装置の本体価格と補助金額を明記するものとする。

3 貸付対象機械装置の検収

協会は、貸付対象機械装置が借受者に納品された後、速やかに当該機械装置の検収を行い、別紙様式第2号による貸付対象機械装置の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、作成した別紙様式第2号の写しを速やかにリース会社に送付するとともに、検収実施時に撮影した当該機械装置の全景と「畜産収益力向上緊急支援リース事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。

ただし、貸付対象機械装置の販売元が委託先の場合は、第4の10の事業の委託の内容に関わらず協会が検収を行うものとする。

4 事業の実績報告

(1) 借受者は、リース会社とリース契約を締結し、貸付対象機械装置の検収を終えた後、速やかに別紙様式第3号の畜産収益力向上緊急支援リース事業実績報告書を作成し、会長に提出するものとする。

(2) 協会は、(1)により事業実績報告書の提出があった場合には、その内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に対し、その実施状況を報告するものとする。

5 補助金の交付

協会は、4の(1)の事業の実績報告を受領後、その内容を審査し、適当と認められる場合には、リース会社からの請求に基づき、貸付決定に基づく額を限度として、補助金相当額を交付するものとする。

なお、リース会社は、請求に当たり別紙様式第4号の畜産収益力向上緊急支援リース事業精算払請求書を作成し、会長に提出するものとする。

第9 貸付対象機械装置の維持管理等

1 維持管理

(1) 借受者は、リース会社とのリース契約に従い、善良なる管理者の注意をもって貸付対象機械装置を維持管理し、貸付期間において使用しなければならない。

(2) 借受者は、貸付対象機械装置の維持管理及び使用状況について、記録しておくものとする。

2 経費の負担

貸付対象機械装置の維持管理又は使用のために必要な経費については、リース会社とのリース契約に従い、借受者が負担するものとする。

ただし、借受者以外の者が、借受者に援助することは妨げない。

3 貸付対象機械装置への標記

借受者は、会長の指示に基づき、当該事業による補助を受けたものであ

ることを貸付対象機械装置に標記するものとする。

第10 補助金の返還等

1 禁止行為による返還

借受者は、貸付対象機械装置について次の行為を行ってはならない。

なお、これらが判明した場合は、リース会社を経由して会長に対し、助成金額の全部又は一部を返還しなければならないものとする。

(1) 要綱、要領に定める規定に違反した行為を行うこと。

(2) この事業の目的以外の用途に使用すること。

(3) 第三者に転貸し又は譲渡すること。

(4) 質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること。

- 2 協会は、借受者又はリース会社から貸付対象機械装置の貸付期間中において、当該機械装置の利用状況について報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者又はリース会社に対して助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

(1) リース契約を解約又は解除したとき

(2) 借受者が経営を中止したとき

(3) 貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき

(4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき

(5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

(6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

3 事業の中止等による返還

貸付期間内において、借受者が離農等により事業を中止しようとする場合は、貸付対象機械装置に係る助成額について、リース会社は貸付期間に応じて会長が別に定める額を、会長に返還するものとする。

4 会長の指示による返還

会長は、1から3以外の場合、必要に応じてリース会社に補助金の返還を求めることができるものとする。

5 返還のための対応

リース会社は、借受者との間でリース契約を締結するに当たり、事業の中止等を含め、助成額の返還を担保できる措置を契約内容に盛り込むことができるものとする。

第 11 報告及び調査

- 1 リース会社は、貸付期間中の毎年度、貸付対象機械装置のリース状況について、会長に報告するものとする。
- 2 会長は、1にかかわらず必要に応じてリース会社及び借受者に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第 12 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 リース会社は、第 8 の 5 の畜産収益力向上緊急支援リース事業精算払請求書（以下「精算払請求書」という。）を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 リース会社は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、精算払請求書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第 5 号の畜産収益力向上緊急支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、協会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第 13 帳簿等の整備保管等

借受者及びリース会社は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整

備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則（平成26年4月8日付け日鷄26発第34号）

この要領は、理事長の承認のあった日から施行する。

別表 1

(1) 畜産経営強化緊急支援事業

区分	対象機械装置	内容（貸付対象機械装置）
1 飼料自給率向上に資する機械装置	飼料用米利用に必要な機械装置	粉碎機、混合機 等
	耕起・播種機械装置	サブソイラ、プラウ、ディスクハロー、スタブルカルチ、ロータリ、ブロードキャスタ、ディスクカルチ、コンビドリル、ソイルルースナー、シーダ、プランタ、施肥播種機、グラスシーダー、バキュームシーダー、ダブルソイラー、牧草追播種機、ソースハロー 等
	覆土・鎮圧機械装置	ハロー、ローラー、K型ローラー、パワーハロー、パスチャーハロー、カルチパッカ 等
	堆肥調整機械装置	ホイルローダー、油圧ショベル、移動式堆肥攪拌機 等
	堆肥散布機械装置	ライムソーワ、ブロードキャスタ、マニュアワゴン、マニュアスプレッダー、マニュアローダ、スカベンジャー、コンポキャスタ、自走式マニュアスプレッダー、ハイドロマニュアスプレッダー、スラリーインジェクター、レインガン、ファームワゴン（散布可能なものに限る）、バキュームカー（散布可能なものに限る）、スラリートンカー（散布可能なものに限る） 等
	飼料収穫機械装置	モア、モアコンディショナー、フロントモアコン、フォーレージハーベスター、ハイダンプワゴン、自走式モアコンディショナー、自走式ハーベスター、稲ホールクロップ収穫機、ローダバケット、フォーレージワゴン、ピックアップワゴン 等

	飼料調製機械装置	テッダ、レーキ、ヘーメーカ、ヘーベラー、ロールベラー、ラップマシーン、細断型ロールベラー、細断型ベラーラッパー、ベールグリッパー、自走ロールベラー、自走ラップマシーン、サイロプレス、メイズベラー、サイレージカッター、ロールベールカッター、飼料攪拌機、フォーレージカッター、サイレージグラブ 等
	エコフィード給餌装置	機械エコフィード給餌システム(リース対応可能なもの) 等
	リキッドフィード給餌装置	混合機(配合飼料とリキッドフィードを混合するのであって、リキッドフィードの製造を目的としないもの)、パイプライン、飼槽 等
	エコフィード混合給餌装置	①自家配合飼料給餌におけるエコフィード等の活用 破砕機、混合機、パイプライン 等 ②TMR給餌におけるエコフィード等の活用 破砕機、混合機(TMRセンター)、パイプライン 等
	飼料保管装置	飼料保管タンク、飼料保管庫(コンテナ等)
2 畜産経営の生産性向上及び畜産物の付加価値向上に資する機械装置	畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
	乳質改善、管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、乳頭洗浄機、哺乳ロボット 等
	省エネ機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置 等
	畜産物の付加価値向上に資する機械装置	動力噴霧機、車両消毒装置、食肉加工機械、乳製品加工機械 等

3 畜産経営における労働力軽減に資する機械装置	自動給餌機関係機械装置、管理機械	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、バーチカルミキサー、ベールフィーダー、畜舎洗浄・清掃ロボット、飼料保管タンク 等
	酪農関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット等
	鶏卵関係機械装置	集卵装置、汚卵洗浄機 等
4 効率的な畜産物生産に資する機械装置		大型送風機械装置
		大型温風機械装置
5 効率的生産の継続に資する機械装置		自家発電機、配電盤
6 都道府県知事が特に必要と認める機械		1 から 4 の機械と同様の効果がある機械として、都道府県知事が特に必要と認める機械

※ 5 効率的生産の継続に資する機械装置については、1 から 4 までの機械装置と一体的に導入する場合に限り助成対象とする。

※ 飼料保管庫（コンテナ等）については、コンテナ倉庫又は 200 ㎡以下の倉庫とし、実施設計費及び基礎工事は対象外とする。

別表 2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営強化緊急 支援事業	リース物件の取得に 必要な経費	3分の1以内 (ただし、別表1の(1)の5効率 的生産の継続に資する機械装置に ついては2分の1以内)

別紙様式第1号

年 月 日

社団法人日本養鶏協会
会長 殿

住 所
借受者 印

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業参加申請書

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業を下記のとおり実施したいので、
独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金による交付を受けたく、同事業実施要領
第8の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請対象事業名

畜産経営強化緊急支援事業

2 申請内容

別紙1-1の「平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業（畜産経営強化緊急支援事業）申請内容」のとおり

別紙 1－1 畜産経営強化緊急支援事業

畜産収益力向上緊急支援リース事業（畜産経営強化緊急支援事業）申請内容

1 借受者要件（該当する方に○印を付けて下さい。）

	農協等
	認定農業者
	知事特認
	集団

2 借受者の状況（平成 年 月末時点）（直近の状況を記入して下さい。）

（1）飼養状況

乳 牛	() 頭	採卵鶏	() 羽
肉用牛	() 頭	ブロイラー	() 羽
肉 豚	() 頭		

（注1）肉豚について一貫経営の場合は、肥育豚換算（母豚×10 頭）頭数を記入して下さい。

（注2）預託されている飼養頭数（羽数）を（ ）に内数として記入して下さい。

（2）飼料畑等

田	() h a	草地	() h a
畑	() h a		

（注）借地を（ ）に内数として記入して下さい。

3 申請機械装置の概要等

別添 1－1 のとおり

4 飼料保管庫（コンテナ等）について

飼料保管庫（コンテナ等）のリースを希望する場合は以下について、記述して下さい。

（1）設置目的

--

（2）倉庫面積の算出根拠

倉庫面積	m ²	算出根拠	保管する飼料の種類/数量：
			/ t

5 添付書類

（1）申請する貸付対象機械装置の見積書（写し）

- (2) 申請する貸付対象機械装置のカタログ（販売業者により原本証明されたもの）
- (3) リース会社とのリース契約申込書（写し）
- (4) 借受者が要領で規定する法人の場合、定款（写し）
- (5) 借受者が要領で規定する集団の場合、規約又は共同利用契約書（写し）
- (6) 認定農業者又は知事特認の認定書面（写し）（末端借受者の場合）
- (7) 農業環境規範に基づく点検シート（写し）（末端借受者の場合）
- (8) 配合飼料価格安定制度に係る該当年度分の数量契約（写し）（末端借受者の場合）
- (9) 知事特認に係る協議書（写し）（知事特認の機械装置を申請する場合）
- (10) その他必要な書類

（注１）農協等が再貸付を行い末端借受者から参加申請を受ける場合は、本様式のあて先を農協等の代表者あてとし、再貸付先からの参加申請を受け付けて下さい。

（注２）農協等が再貸付を行う場合は、別添１－１を別添２－１の取りまとめ表に代えて、再貸付先からの各申請書と合わせて添付し提出して下さい。

別紙1－1の別添1－1
 平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業(畜産経営強化緊急支援事業)

No	導入目的			機械装置						機械装置価格、補助金等					貸付主体	貸付期間		法定耐用年数	所有権移転の有無
	事業区分(※1) (該当する箇所○印)	知事特認	手法・手段 (該当する箇所○印)	現行の機械装置の概要 (機械装置名、数量等)	機械装置の概要					機械価格 A	消費税 B	計 (A+B)	補助率	補助金額		月数	年数		
					機械装置名	型式	メーカー	販売業者	数量										
1	()飼料自給率向上 ()生産性向上及び 畜産物の付加価値向上 ()労働力軽減 ()効率的な畜産物生産		()新規・拡充 ()機能向上																
2																			
3																			
4																			
5																			
合計																			

※1 知事特認の場合は右枠に○印を記入して下さい。
 また、知事特認により機械を導入する場合は、選定理由の欄に導入の必要性や効果等について具体的に記入して下さい。
 ※2 導入目的に対する機械装置の選定理由を記入して下さい。また、機能向上の場合は、現行の機械装置との相違点を記入して下さい。

別紙様式1号の別添2－1（農協等が再貸付を行う場合に各末端借受者の取りまとめ表として添付）
平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業（畜産経営強化緊急支援事業）

事業実施主体名													事業実施方法																		
No	都道府県	都道府県コード	農協等	末端借受者	代表者 (法人の場合)	末端借受者要件			飼養畜種	飼養状況等 (頭、羽、ha)			貸付対象機械装置					機械装置価格、補助金等					リース会社	貸付期間		法定耐用年数	所有権移転の有無	販売業者			
						認定農業者	知事特認	集団		事業区分	メーカー	機械装置名	型式	数量	機械価格A	消費税B	計(A+B)	補助率	補助金額	月数	年数										
1																															
2																															
3																															
4																															
5																															
6																															
7																															
8																															
9																															
10																															
11																															
12																															
13																															
14																															
15																															
16																															
17																															
18																															
19																															
20																															

別紙様式第2号

貸付対象機械装置の検収調書

1 事業名（対象事業に○印を付けて下さい。）

	(1) 畜産経営強化緊急支援事業
--	------------------

検収者（公募団体）	名称 代表者氏名			
検収実施者	所属・職名 氏名	印		
検収立会人（借受者）	所属・職名 氏名	印		
検収立会人（リース会社）	所属・職名 氏名	印		
検収立会人（販売業者等）	所属・職名 氏名	印		
貸付対象機械装置の名称				
銘柄				
型式				
機械装置製造番号				
車両等の場合登録番号				
販売業者等の名称				
貸付対象機械装置の納入年月日				
貸付番号				
検収年月日				
検収場所				
検収所見	申請内容と相違ないか			
	カタログどおりか			
	新品であるか			
	試運転の結果はどうか			
	機構表示番号貼付			
	業者から取扱説明受けたか			
備考				

注1：1事業毎に作成して、提出して下さい。

注2：下記検収確認結果を写真撮影の上、提出して下さい。

注3：効率的生産継続支援事業で導入した機械装置にあっては、一体的に導入した機械装置が分かるように備考欄に記載して下さい。

年 月 日

社団法人日本養鶏協会
会長 殿

住 所
借受者 印

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業実績報告書

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業について、同事業実施要領第8の4の(1)の規定に基づき、実績を報告します。

記

1 事業名

畜産経営強化緊急支援事業

2 機械装置・金額等

別紙1-1の「平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業（畜産経営強化緊急支援事業）」のとおり

3 添付書類

- (1) 貸付対象機械装置の検収調書（別紙様式第2号）（写）
- (2) 貸付対象機械装置に係るリース契約書（写）

（注1）農協等が再貸付を行っている場合は、本様式のあて先を農協等の代表者あてとし、再貸付先からの実績報告を受け付けること。

（注2）農協等が再貸付を行っている場合は、対象事業ごとに別紙様式第1号の別添2-1から2-2の取りまとめ表を作成のうえ各再貸付先からの3の添付書類と合わせて添付し提出のこと。

別紙1－1

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業(畜産経営強化緊急支援事業)

No	導入目的			機械装置						機械装置価格、補助金等					貸付主体	貸付期間		法定耐用年数	所有権移転の有無
	事業区分(※1) (該当する箇所○印)	知事特認	手法・手段 (該当する箇所○印)	現行の機械装置の概要 (機械装置名、数量等)	機械装置の概要					機械価格 A	消費税 B	計 (A+B)	補助率	補助金額		月数	年数		
					機械装置名	型式	メーカー	販売業者	数量										
1	()飼料自給率向上 ()生産性向上及び 畜産物の付加価値向上 ()労働力軽減 ()効率的な畜産物生産		()新規・拡充 ()機能向上																
2																			
3																			
4																			
5																			
合計																			

※1 知事特認の場合は右枠に○印を記入して下さい。
また、知事特認により機械を導入する場合は、選定理由の欄に導入の必要性や効果等について具体的に記入して下さい。
※2 導入目的に対する機械装置の選定理由を記入して下さい。また、機能向上の場合は、現行の機械装置との相違点を記入して下さい。

年 月 日

社団法人日本養鶏協会
会長 殿

住 所
リース会社
代表者 印

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業精算払請求書

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業について、同事業実施要領第8の5の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を請求します。

1 請求対象借受者数及び補助金額

事業名	借受者数(件)	補助金額(円)
畜産経営強化緊急支援事業		
合 計		

2 添付書類

事業別県別の請求明細表等

(注) リース契約を締結し、貸付対象機械装置の検収を終えた者の内訳の分かるものを添付すること。

年 月 日

社団法人日本養鶏協会
会長 殿

住 所
リース会社
代表者 印

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け の精算払請求により交付を受けた畜産収益力向上緊急支援リース事業補助金について、畜産収益力向上緊急支援リース事業実施要領第12の2の規定に基づき下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額金 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

1 畜産収益力向上緊急支援リース事業補助金の精算払請求額	金	円
2 精算払請求時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写